

令和8年5月18日

第35回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 令和8年5月18日(月) 午後2時30分
2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 313会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	15番 安齋 昭通	16番 尾形 寅昭
17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	
5. 欠席の委員 14番 渡邊 正芳
6. 事務局の出席者

事務局 長	平野 雅樹	
次長兼農地係長	齋藤 良紀	主 査 小針 道理
庶務係長	丹治 薫	

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について
- 第7号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金加入推進活動方針について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	14番 渡邊正芳委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第35回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 2番：佐藤國夫委員、15番：安齋昭通委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(86件)】 合計86件、令和8年5月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転12件、貸借権設定5件、使用貸借権設定2件、計19件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番(発言を求める。)
議長	野崎委員(発言を許可する。)
6番	整理番号1番について説明いたします。渡人は高齢のため耕作ができず、友人に草刈りを依頼して保全管理していました。受人も申請地の草刈りを数回ほど行っています。受人は農家の出身で、定年後は専業で農業を営んでおり、今回は規模拡大する案件です。受人の自宅から申請地までは車で20分ほどで移動できるため、耕作は可能と思われます。また、近くに住んでいる兄弟も手伝う予定であり、親の代から受け継いだ農業機械もそろっています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	ご審議よろしくをお願いいたします。 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

次長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 区域番号4番、整理番号2番から8番の7件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

13番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 議長13番（発言を求める。）

議長 菱沼委員（発言を許可する。）

13番 整理番号2番について説明いたします。申請地は、受人が今まで借りていた農地であり、今回、所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号3番について説明いたします。申請地は、受人の耕作地の端にあり、自作地続きで耕作利便のため、所有権を移転する案件です、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号4番について説明いたします。生前贈与により、少しずつ所有権を移転する計画です。申請地は、適正に耕作されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号5番について説明いたします。受人の父親の代から申請地を耕作していました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号6番から8番について説明いたします。いずれも同じ受入です。受人は大規模に一生懸命に農業を営んでいます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

次長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 区域番号5番、整理番号9番から14番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

17番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 議長17番（発言を求める。）

議長 古閑委員（発言を許可する。）

17番 整理番号9番について説明いたします。受人は昨年4月から一年間イチゴ農家で学び、新規就農する案件です。申請地には渡人が設置したビニールハウスがあり、それを利用してイチゴを栽培する計画です。受人は福島市外在住のため、しばらくは約40分かけて通うとことです。今後は、イチゴ栽培の経験のある渡人の指導を受けながら耕作を行います。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号10番について説明いたします。受人は水稻を中心とした大規模農家です。水稻栽培により規模拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号11番及び14番について説明いたします。いずれも同じ受入です。受人は会社役員を務めていますが、今後は会社経営を後継者に譲り、農業の経営規模を拡大する意向です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号12番について説明いたします。受人が自作地の隣接地を取得する案件です。自作地と合わせることで、より効率的な耕作が期待できます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号13番について説明いたします。受人は整理番号10番と同一です。受人は経営規

模も大きく、申請地の取得後は野菜類を栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号15番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 齋藤委員（発言を許可する。）

20番 整理番号15番について説明いたします。申請地は受人の自宅近くにあり、数年前から受人が管理していました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号16番から19番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号18番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。23番 佐藤委員、一時退席願ひます。

（一時退席する）

議長 それでは議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号16番について説明いたします。渡人は申請地を相続しましたが、体が不自由なため耕作できずに遊休化していました。受人は申請地の遊休化による被害を受けており、このままの状態が続くなら自身で耕作したいと考えて今回の申請に至りました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号17番について説明いたします。受人は自身が勤める会社で農作業に従事していました。仕事で農作業に携わる中で農業に興味を持ち、新規就農することにしたそうです。渡人は受人の知人であり、新規就農の相談をした際に申請地を紹介されました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号18番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。親から息子に使用貸借権を設定していましたが、期間が満了したため再設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

	整理番号19番について説明いたします。渡人と受人は甥と叔父の関係です。申請地は受人の自宅近くにあり、これまでも受人が耕作していました。下限面積が撤廃されたため、所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から19番の19件、原案のとおり許可と決定いたします。 23番 佐藤委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 （入室、着席する。）
議長	それでは議事を再開します。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を全て満たすものと考えます。区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号1番について説明いたします。第25期第9回総会の議案第2号 整理番号2番で、土地改良造成として許可した案件の変更になります。申請地でブドウを栽培するために客土を行っていましたが、客土材の採取を進める内に土質がブドウ栽培に適さないものになり、また採取地から岩盤も出たため当初の採取地での採取を断念し、新たな採取地や土質調査を行ったことから当初予定していた期間内に事業を完了させることが困難となったため、事業期間を延長するものです。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定3件、計5件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号1番について説明いたします。申請地の東側にある墓地の駐車場として転用する計画です。転用後は檀家が管理する予定です。周りに耕作している農地はなく保全管理地となっているため、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	菱沼委員（発言を許可する。）
13番	整理番号2番について説明いたします。コンビニエンスストア敷地としての転用です。文化財試掘調査も無事に完了しています。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号3番について説明いたします。西道路の南進工事に伴う仮設事務所及び露天駐車場敷地として一時転用する計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号4番について説明いたします。受人である会社の規模拡大に伴い露天駐車場を増設する計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号5番について説明いたします。第3種農地を露天駐車場敷地として転用する計画です。受人は郡山市にある会社で、県北地区の工事を行う際にはクレーン車を陸送していましたが、工事受注量の増加に伴いクレーン車用の駐車場を設置します。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番の5件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号1番について説明いたします。以前は野菜類を栽培していましたが、傾斜地のため耕作を放棄しました。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のと

	おり決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号1番について説明いたします。申請人の自宅地続きとなっている畑があり、その一角に農業用倉庫と作業場が設置されています。周辺農地への影響もありません。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、農業用施設として利用されていることを確認しました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番から3番について説明いたします。いずれの受人もNPO法人を立ち上げる予定であり、承認は間近です。整理番号1番及び2番の受人は法人の代表者となる予定で、整理番号3番の受人は協力者になります。田に土盛りを行ってネギを栽培する計画です。申請地は田としては泥濘が酷く、耕作を諦めた経過があります。周辺が田であり心配な面もありますが、申請人はやる気があるため、地域で見守りたいと思います。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 野崎委員（発言を許可する。）

6番 整理番号4番について説明いたします。申請地は3年前から受人が耕作していました。受人は大規模に水稻を耕作している法人です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 油井委員（発言を許可する。）

10番 整理番号5番について説明いたします。申請地は7筆ですが、現況は1枚の畑となっています。受人は3年前から自家消費栽培をしています。また、受人は露地キュウリの研修を重ねており、仲間も多くいます。良い指導者からアドバイスを受けながら新規就農する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 菱沼委員（発言を許可する。）

13番 整理番号6番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。親から息子に使用貸借権を設定します。申請地は適切に耕作されています。受人は新規就農者であり、これから少しずつ農機具を揃える予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長	区域番号5番、整理番号7番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号7番について説明いたします。受人は農地所有適格法人であり、申請地と隣接する農地も借りており、適切に耕作されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号8番及び9番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号8番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。キュウリを栽培するため、親から息子に使用貸借権を設定します。区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号9番について説明いたします。受人が自宅周辺の田を借りて、大規模に水稻を栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号10番から13番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号10番から12番について説明いたします。いずれも同じ受入です。受人は地区で大規模に耕作している法人の水稻部門の担当者でした。独立して個人として水稻を栽培します。区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号13番について説明いたします。受人は県外在住ですが、市内に実家があり、度々帰って来ています。ブルーベリーを栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案書の14ページをご覧ください。議案第7号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についてご説明いたします。 こちらは、令和7年度に取り組んでいただいた最適化活動の結果を本総会で点検・評価するものです。 16ページをお開きください。ローマ数字のⅡ最適化活動の実施状況です。まず（1）農地の集積ですが、16ページの中ほどの③実績の表、右下の今年度（7年度）の集積率は32.3%、左下の目標に対する達成状況は76.0%です。農業委員会の点検結果の案は、議案書に記載のとおりです。 次に、（2）遊休農地の発生防止・解消ですが、17ページの③実績で、ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消については、令和7年度の緑区分の遊休農地の解消実績実績は5.2ha、今年度の目標に対する達成状況は34.0%です。イ 新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は10.0haです。ページ中ほどの農業委員会の点検結果の案は、議案書記載のとおりです。 次に、（3）新規参入の促進ですが、18ページにお進みください。③実績は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は40.6ha、目標に対する達成状況は369.1%です。農業委員会の点検結果の案は、議案書記載のとおりです。 次に、2最適化活動の活動目標の（2）活動強化月間の設定ですが、取組時期の目標を8～12月の設定とし、②実績は、7月、10月、11月及び12月の4月で現況地図の作成に取り組みました。 19ページ、（3）新規参入相談会への参加について、①の目標・②の実績とも1回の参加となりました。以上ご説明しました結果から、目標の達成状況の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。 さらにその下の【推進委員等の点検・評価結果】は、委員それぞれの『庶務係資料①』の左下に記載のある評語の件数、区分をまとめたものです。 20ページは事務の実施状況となっております。 ご説明は以上となりますが、『庶務係資料①』の「総会で出された意見」は現在空欄となっております。本日いただいたご意見を記入欄に反映し、その内容を加えた資料を改めて委員の皆様へ通知いたしますので、ご意見をいただきたいと存じます。 ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見ございませんでしたら、「総会で出された意見について」、事務局（案）を説明願います。
庶務係長	事務局（案）を説明いたします。 「農地の集積、遊休農地の解消については目標には達していないが、新規参入の促進につい

	ては大幅に目標を達成しているところである。今後は、特に遊休農地の解消に重点を置き、目標達成に向け引き続き最適化活動を実施していく。」
	事務局（案）は以上です。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書21ページ、報告第1号から33ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第35回総会を終了いたします。

(午後3時40分)

令和8年5月18日

これは、福島市農業委員会第35回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人2番 佐藤 國夫

議事録署名人15番 安齋 昭通